

一般財団法人 山口県消防設備協会定款

(平成25年 4月 1日)

改正 平成27年 6月 23日

改正 令和 6年 9月 1日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人山口県消防設備協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県山口市桜島3丁目2番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、消防防災用設備機器等の設置及び維持管理の適正化の推進、防火対象物の防火防災安全対策の推進、応急手当及び救急の普及啓発、消防防災に関する調査研究を行うとともに防火防災思想の普及広報に努め、火災その他の災害から生命身体を安全を確保し、財産の被害の軽減を図り、もって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消防防災用設備機器等の設置及び維持管理の適正化の推進
- (2) 消防防災技術者等を養成するための講習及び研修の実施
- (3) 防火対象物の防火防災安全対策の推進
- (4) 応急手当及び救急の普及啓発
- (5) 防火防災思想の普及啓発
- (6) 関係官公庁及び関連団体との連絡調整
- (7) 前各号の事業に付帯する事業
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、山口県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき、基本財産から除外しようとするとき、基本財産の額を変更しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評 議 員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員15名以上25名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規程に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評 議 員 会

(構 成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員の中から互選によって定める。

(権 限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、3名を副理事長とする。

3 理事長及び副理事長以外の理事のうち1名を専務理事とすることができる。

4 第2項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定める順序により、その職務を代理し若しくはその職務を執行する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第7章 理 事 会

(構 成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(権 限)

第27条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長、専務理事の選定及び解職

(招 集)

第28条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決 議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該理事会に出席した代表理事及び監事が記名押印する。

第8章 会 員

(会 員)

第31条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 消防用設備等の工事又は保守点検を業とする法人又は個人
- (2) 準会員 消防設備士、消防設備点検資格者、防火管理者、防災管理者、
防災管理点検資格者
- (3) 賛助会員 消防用設備等の維持管理義務を負う法人又は個人

(会 費)

第32条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費の額は、理事会で定める。

(入会及び退会)

第33条 この法人の会員になろうとする者は、入会金を添えて文書で理事長に届け出なければならない。

2 入会金の額は、理事会で定める。

3 会員は退会しようとするときは、文書で理事長に届け出なければならない。

(除 名)

第34条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第35条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第32条第1項の納入義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が解散、又は死亡したとき。

第9章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第36条 この法人に、顧問及び参与を若干人置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は協会の運営について、理事長の諮問に応じ、理事長に対し、意見を述べることができる。
- 4 参与は、理事長の諮問に応じて調査研究に当たる。
- 5 顧問及び参与は、理事長の求めに応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。

(顧問及び参与の任期)

第37条 顧問及び参与の任期その他は、理事長が別に定めるものとする。

(顧問及び参与の報酬)

第38条 顧問及び参与は、無報酬とする。

第10章 事務局

(事務局)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が委嘱し、その他の職員は理事長が任免する。
- 4 事務局に関する規程は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第10条についても適用する。

(解 散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第12章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法により行う。

第13章 補 則

(実施細則)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、前村隆規とし、最初の副理事長は、河本眞一及び古本節男並びに藤中義久とする。

附 則

この定款は、平成27年6月23日から施行する。

附 則

この定款は、令和6年9月1日から施行する。

別表第1

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な財産）（第5条関係）

財 産 種 別	数 量 等
定期預金	9,000,000 円
定期預金	1,000,000 円